

玉名市長 高崎 哲哉 様

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

公文書の部分開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成25年4月19日付け玉市管第7-1号情報公開審査諮問書にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）が平成25年3月1日付け玉市管第198-1号で行った部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が行った公文書の部分開示決定を取り消し、対象文書の全部の開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 情報公開事務の取扱いに関し不適正な事務処理がなされ、また、当該不適正な事務処理に基づいて作成された文書が保有されている。

イ 実施機関は保有する情報を全て開示していない。具体的には、FAX送信票のページ番号、文書の内容等から、実施機関は次に掲げる（未開示を削除）文書（以下「審査対象文書」という。）を保有していながら開示していない。

(ア) 2012年5月25日17時16分に回議書の別紙となっている弁護士作成「準備書面」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書

(イ) 平成24年6月8日付け弁護士作成「事務連絡」の文書中、準備書面及び証拠

(ウ) 平成24年6月8日付け弁護士作成「事務連絡」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書

(エ) 平成24年6月8日付け弁護士作成「事務連絡」に対し、実施機関が

作成した回答文書

- (オ) 平成24年7月18日に管財課から損害保険会社に送信されたFAX送信票に対し、実施機関が作成した調査結果についての文書
- (カ) 平成24年7月14日付け弁護士作成「事務連絡」の文書中、FAXで送信された1枚目及び3枚目の文書
- (キ) 平成23年11月4日付け弁護士作成「意見書」の文書中、FAXで送信された1枚目及び2枚目の文書
- (ク) 2011年11月15日に損害保険会社から管財課に送信されたFAX送信票の文書中、FAXで送信された2枚目の文書
- (ケ) 2013年3月6日付け異議申立人作成「準備書面」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書
- (コ) 平成24年4月22日付け弁護士作成「事務連絡」に対し、実施機関が作成した回答文書
- (サ) 2013年6月12日付け弁護士作成「事務連絡」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書
- (シ) 平成24年6月12日付け弁護士作成「事務連絡」に対し、実施機関が作成した回答文書
- (ス) 2012年6月25日に損保会社から管財課へ送信された異議申立人作成「準備書面4」の文書中、FAXで送信された1枚目及び2枚目の文書
- (セ) 2012年7月4日に損保会社から管財課に送信されている弁護士作成「事務連絡」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書
- (ソ) 2012年7月4日に損保会社から管財課に送信されている弁護士作成「事務連絡」に対し、実施機関が作成した回答文書
- (タ) 2011年7月16日に損保会社から管財課に送信された異議申立人作成「和解案について」の文書中、FAXで送信された1枚目及び2枚目の文書

### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関からの意見書及び審査会における担当者による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関が保有する文書については、玉名市情報公開条例7条2号に規定する個人に関する情報に該当する部分を除き、全て開示している。
- (2) 異議申立人が未開示である旨主張する2(2)イの(ア)～(タ)記載の各審査対象文書は、次のとおり開示済み、不存在又は対象外のいずれかに該当するため、存在しない。

- (ア) 平成24年5月30日起案「損害賠償請求事件に関する準備書面について」の別紙となっている文書に対するものであるが、実施機関が文書を取得していないため、存在しない。
- (イ) 本件異議申立てに係る公文書開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、交付済みである。
- (ウ) 本件請求は、平成24年7月18日付けで異議申立人が行った公文書開示請求（以下「前回請求」という。）に対し実施機関が平成24年7月27日付け玉市総第155-1号で行った部分開示決定において開示されていない文書が対象である。審査対象文書(ウ)は、前回請求に対して交付済みであるため、本件請求の対象外である。
- (エ) 回答文書を作成していないため、存在しない。
- (オ) 調査結果についての文書を作成していないため、存在しない。
- (カ) 1枚目の文書は不要と判断して破棄したため、存在しない。また、3枚目の文書は、本件請求に対して交付済みである。
- (キ) 1枚目の文書は、本件請求に対して交付済みである。また、2枚目の文書については、不要と判断して破棄したため、存在しない。
- (ク) 委任状の様式であり、委任状として使用し損害保険会社に交付したため保存しておらず、存在しない。
- (ケ) 前回請求に対して交付しているため、本件請求の対象外である。
- (コ) 本件請求に対し、交付済みである。
- (サ) 不要と判断して破棄したため、存在しない。
- (シ) 電話で回答を行っており、回答文書を作成していないため、存在しない。
- (ス) 平成24年6月22日付け異議申立人作成「準備書面4」中の文書に対するものであるが、1枚目の文書については、不要と判断して破棄したため、存在しない。また、2枚目の文書については、前回請求に対し交付済みであるため、本件請求の対象外である。
- (セ) 平成24年7月3日付け弁護士作成「事務連絡」中の文書に対するものであるが、文書を取得していないため、存在しない。
- (ソ) 平成24年7月3日付け弁護士作成「事務連絡」中の文書に対するものであるが、電話で回答を行っており、回答文書を作成していないため、存在しない。
- (タ) 平成24年7月13日付け異議申立人作成「和解案について」中の文書に対するものであるが、1枚目については、不要と判断して破棄したため、存在しない。また、2枚目の文書については、前回請求に対し交付済みであるため、本件請求の対象外である。

## 4 審査会の判断

### (1) 審査会の審査の対象について

当審査会は、実施機関が保有する文書に対する開示請求に対して実施機関が行った部分開示決定、不開示決定等につき、調査審議し、当該決定の当・不当の判断をする機関であり（玉名市情報公開条例18条1項）、不開示部分につき不開示とすることに理由があるか否かにつき判断しなければならない。

そこで、異議申立人の主張をみると、そのうち、2（2）アの主張は、実施機関における事務取扱の不適正さを指摘するものであり、その趣旨は、実施機関の事務取扱の適否等についての判断を求め、不適正な事務取扱の是正を求める点にある。

しかし、本件において、実施機関における事務取扱の不適正さは、不開示部分につき不開示としたことを不当とする理由となるものではなく、また、実施機関の不適正な事務取扱の是正は、本来、実施機関に対して要請すべき問題であるから、当審査会の判断の対象となるものではない。

したがって、異議申立人の2（2）アの実施機関の事務取扱の適否等に係る主張部分については、当審査会の判断を控えるものとする。

### (2) 未開示文書の有無について

異議申立人の主張のうち、2（2）イの未開示の文書が存在するとの主張につき、当審査会は、実施機関の担当者による説明並びに前回請求に対し交付された文書、本件請求に対し交付された文書及び実施機関が保有する文書の確認を行った結果、次のとおり判断する。

ア 審査対象文書のうち、(ア)、(エ)、(オ)、(カ)のうちの1枚目の文書、(キ)のうちの2枚目の文書、(ク)、(サ)、(シ)、(ス)のうちの1枚目の文書、(セ)、(ソ)及び(タ)のうちの1枚目の文書は存在せず、実施機関は文書を保有していないため、未開示文書ではない。

イ 審査対象文書のうち、(イ)、(カ)のうちの3枚目の文書、(キ)のうちの1枚目の文書及び(コ)は、本件請求に対して交付されており、未開示文書ではない。

ウ 審査対象文書のうち、(ウ)、(ケ)、(ス)のうちの2枚目の文書及び(タ)のうちの2枚目の文書は、前回請求に対して交付されており、本件請求の対象外であるため、未開示文書ではない。

エ その他実施機関が保有する文書のうち、未開示である文書は存在しない。

以上より、本件請求に対する未開示文書は存在せず、実施機関が平成25年3月1日付け玉市管第198-1号で行った部分開示決定は、妥当である。

|    |    |     |
|----|----|-----|
| 会長 | 野崎 | 和義  |
| 委員 | 坂本 | 秀道  |
| 委員 | 木村 | 總子  |
| 委員 | 田中 | 智恵美 |